

答申第238号（諮問第251号）

「本年12月6日、〇〇警察〇〇町交番に対して〇〇町長が「ヤジで議会を止めた者たちがいるので取り締まってくれ」という主旨の通報をした件に関する交番日誌や報告等、メール等も含め全ての文書のうち、緊急通報受理票」外1件の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和3年12月8日付けで、「本年12月6日、〇〇警察〇〇町交番に対して〇〇町長が「ヤジで議会を止めた者たちがいるので取り締まってくれ」という主旨の通報をした件に関する交番日誌や報告等、メール等も含め全ての文書」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関（通信指令課）は、本件請求に係る公文書として緊急通報受理票（以下「本件受理票」という。）を特定し、令和3年12月17日付けで本件受理票に関する公文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、実施機関（地域課）は、本件請求に係る公文書として勤務日誌（以下「本件勤務日誌」という。）を特定し、同日付けで本件勤務日誌に関する公文書部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ開示しない部分を別表（い）欄のとおりとし、公文書の一部を開示しない理由を別表（う）欄のとおり付して、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分1及び本件処分2（以下「本件各処分」という。）を不服として令和4年3月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和4年4月27日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和4年7月11日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和4年8月4日付けで本件審査請

求に係る意見書を作成し、審査会に提出した。

第3 争点

本件各処分では非開示とされた別表（い）欄に記載の部分を別表（う）欄の非開示理由に該当するとした公文書部分開示決定が妥当か。

第4 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示された2文書の非開示（墨塗）部分は、本件勤務日誌の氏名欄及び11：50～15：40以外の勤務時間を除き開示すべきである。

2 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書における主張

ア 実施機関は、「開示しない理由」を2文書とも「群馬県情報公開条例第14条第4号該当」として「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査に支障をきたすおそれがあるため」とするが、不当である。なぜなら、令和3年12月6日に〇〇町長が群馬県〇〇警察署〇〇町交番（以下「〇〇町交番」という。）に対して行った通報は全くの虚偽通報であった事実を請求人は当事者市民として知っているからである。

イ 臨場した〇〇町交番の3人の警察官たちも、〇〇町長の通報が虚偽であったことを認識しているはずである。なぜなら、〇〇町議会審議録画を見れば事実は判明するからであり、警察官もそれを見たことを認めたからである。

ウ 一般市民が虚偽の緊急通報をすれば偽計業務妨害罪にも問われかねないが、一般市民と町長とで法律を平等に執行せず、一般市民を差別し、町長を特別厚遇しているとしか言えない。〇〇警察は〇〇町長と癒着し、〇〇町長のいうままに、市民を弾圧する疑いが濃厚である。

エ 非開示部分には、〇〇町交番の警察官が虚偽を記入しているか、事実を正確に書いていない蓋然性が非常に高い。開示して警察官が事実を記入していることが判明すれば、警察に対して市民の信頼は増すのである。然るに、このような文字通りに「臭いものにふた」で黒塗り非開示を続ければ、市民の信頼を失い、犯罪の予防、鎮圧及び捜査に支障をきたすおそれがある。また、もしも虚偽事実を記載していれば警察官の綱紀の乱れを正す必要が生じる。

（2）意見書における主張

ア 虚偽通報はれっきとした犯罪であるが、〇〇町交番の3人の警察官は相手が町長である場合には問題にするどころか、私を含む傍聴人の目の前で寛容にもこの犯罪を黙認した。よって、日本国憲法第15条第2項「すべて

公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」、また、国家公務員法第96条「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」に明らかに違反し、「全体の奉仕者ではなく、町長の奉仕者である。」となったのである。

イ ○○町交番の3人の警察官が国家公務員として非違行為を犯したのならば、当然何らかの処分が必要であるが、そのためには本件受理票及び本件勤務日誌の非開示部分を開示する必要があり、むしろ開示しないことによって町長という権力者の虚偽通報による犯罪を黙認、認容して犯罪に加担したことを組織ぐるみで隠蔽することになるため、審査会におかれては、警察官の非違行為を見逃すこととなるこのマスキングは全く不当であるとして、可及的速やかに開示するよう命じられたい。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書における主張要旨

(1) 公文書の特定について

ア 本件処分1について

請求書の記載から、令和3年12月6日11時50分に通報を受理し、群馬県○○警察署（以下「○○警察署」という。）の職員が作成した本件受理票を本件請求に係る公文書として特定した。緊急通報受理票は、群馬県警察通信指令に関する訓令（平成21年群馬県警察本部訓令甲第18号）第25条第2項の「署長は、緊急通報を受理した場合は、その内容を緊急通報受理票に記載し、その状況を明らかにしなければならない。」とする規定に基づき作成されたものであり、事件名、受理日時、発生時間・場所、事案内容、通報者、処理結果等が記載されている。

イ 本件処分2について

請求書の記載から、令和3年12月6日に○○町交番の職員が作成した本件勤務日誌を本件請求に係る公文書として特定した。勤務日誌は、群馬県地域警察の運営に関する訓令（平成5年群馬県警察本部訓令甲第6号）第26条の「地域警察官は、勤務日の活動状況を勤務日誌に記載し、勤務終了後、その都度、署長に報告しなければならない。」とする規定に基づき作成されたものであり、勤務日、活動単位、階級氏名、勤務時間、指示事項、取扱事項、記事等が記載されている。

(2) 本件各処分に係る非開示部分及びその理由

ア 本件処分1について

(ア) 事案内容欄

本件受理票の事案内容欄は、通報者からの個々具体的な通報内容などの情報が記載されている部分であり、この部分を公にした場合、警察へ通報

しようとする者が通報を躊躇するなど通報の消極化が懸念され、緊急通報業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第6号に該当すると判断し、非開示とした。

(イ) その他

既に請求人に開示した本件受理票の写しを見ると、処理結果欄に記載してある時刻が「3:40」とも読み取れる。

しかしながら、この件に関しては、実際の文書には「13:40」と記載したものの、筆記用具の具合により記載が薄くなったためであり、既に請求人に開示した本件受理票の写しにも、時刻の「3」の左上部分に、「1」と記載したことを裏付ける痕跡が認められる。

イ 本件処分2について

(ア) 職員の氏名

一般の勤務日誌には勤務員の氏名を記載する欄が設けられており、職員が勤務する際、同欄内に氏名を記載しており、本件勤務日誌には警部補（同相当職を含む。）以下の職にある職員の氏名が記載されている。

警部補以下の職にある職員の氏名については、開示することにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めて実施機関が定める職にある職員の氏名に係るものであるため、条例第14条第2号に該当すると判断し、非開示とした。

(イ) 勤務時間の予定欄

一般の勤務日誌の予定欄は、勤務日当日において、職員が勤務するための勤務計画があらかじめ記載されている部分であり、公にすることにより、職員の勤務状況が明らかとなり、違法行為を企図する者による犯罪行為の誘発、警察活動への攻撃や対抗措置を講じるなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査などの各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第4号に該当すると判断し、非開示とした。

(ウ) 勤務時間の実施欄

一般の勤務日誌の実施欄は、実際に勤務した状況が記載されている部分であり、予定欄と同様、公にすることにより、職員の勤務状況が明らかとなり、体制や対応能力を類推する基礎的資料になり得ることが懸念され、違法行為を企図する者が対抗措置を講じるなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査などの各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第4号に該当すると判断し、非開示とした。

(エ) 取扱事項欄及び記事欄

一般の勤務日誌の取扱事項欄及び記事欄は、交番勤務員が勤務中に取り扱った事案やその時間などが記載されている部分であり、様々な事案が記載される。

このうち、犯罪予防や検挙のための活動が記載されている部分については、一定期間の勤務日誌が開示請求の対象となった場合に、どのような活動をどのくらい行っているかという情報を公にすることになり、交番の所

管区という限られた地域における警察の活動重点、事案への対処能力、活動状況及び情報収集の活発さが明らかとなり、違法活動を企図する者などの事件関係者が対抗措置を講じることが否定できない。

そのため、犯罪予防や検挙のための活動が記載されている部分については、犯罪の予防、鎮圧及び捜査などの各種警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第14条第4号に該当すると判断し、非開示とした。

ウ その他の請求人の主張について

(ア) 審査請求人は、本件処分において「『群馬県情報公開条例第14条第4号該当』として『公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧及び捜査に支障をきたす恐れがあるため』とするが、不当である。」と主張している。しかしながら、本件処分1において非開示とした部分は、具体的な通報内容が記載されている部分であり条例第14条第6号に該当すると判断し、非開示としたものであり、本件処分2において非開示とした部分は、条例第14条第2号に該当すると判断した警部補（同相当職を含む。）以下の職にある職員の氏名及び同条第4号に該当すると判断した勤務時間欄、取扱事項欄及び記事欄の記載であり、いずれも条例の規定に基づいて非開示としたものである。したがって、請求人の「この非開示部分は、群地第229号の氏名欄及び11：50～15：40以外の勤務時間を除き開示すべき」との請求人の主張は容認できない。

(イ) 請求人は、〇〇町長からの通報が虚偽の緊急通報であったことを認識しているとした上で、「非開示部分には、〇〇警察署〇〇町交番の当事者警察官が虚偽を記載しているか、事実を正確に書いていない蓋然性が非常に高い。」とも主張しているが、今回の処分は上記（ア）のとおり、非開示情報に該当する部分であると判断し非開示としたもので、本件各処分を取り消し、又は変更させるものではない。

2 口頭説明における主張要旨

弁明書における主張に加え、次の説明を行った。

(1) 本件受理票について

本件受理票については、通報者が議会出席中の〇〇町長であることから、公務員の職務遂行に関する情報として〇〇町長から通報があった事実は明らかにしたが、一般の緊急通報受理票の事案内容欄は、通報者からの個々具体的な内容等の情報を記載する部分であり、当該情報を開示した場合、地域の緊急通報業務の適正な遂行に悪影響を及ぼすおそれがあることから非開示とした。

なお、通報に関する記録は本件受理票のみで、他に記録は作成されていない。

(2) 本件勤務日誌について

条例第14条第2号ただし書きは、公務員の職務遂行に関わる情報の場合には、当該公務員の職、氏名及び職務遂行の内容を非開示とする個人情報から除外しているが、公務員の職務遂行に係る情報であって、当該公務員個人の

権利利益を不当に侵害するおそれがある場合又はそのおそれがあると認めて実施機関が定める職にある公務員は非開示とすることを規定しており、群馬県情報公開条例施行規程（平成16年群馬県警察本部告示第1号）第3条で警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察の職員を非開示とすることを定めていることから、警部補以下の階級にある職員の氏名は非開示とした。

勤務時間の実施欄に記載されている職員の勤務状況については、条例第14条第4号を根拠に非開示としているが、予定されていない突発的な事案については、予測することができない事案であり、勤務状況を類推することは難しいため、開示と判断した。

職員の勤務予定は、各警察署で定めた勤務基準に従って各交番の置かれている治安状況等を踏まえて決められるが、今後においても同様の勤務予定となる可能性がある。

第6 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「本年12月6日、〇〇警察〇〇町交番に対して〇〇町長が「ヤジで議事を止めた者たちがいるので取り締まってくれ」という主旨の通報をした件に関する交番日誌や報告等、メール等も含め全ての文書」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件受理票と特定した上でその一部について条例第14条第6号に該当するとして公文書部分開示決定を行うとともに、本件勤務日誌についても本件請求に係る公文書として特定した上でその一部について条例第14条第2号及び同条第4号に該当するとして公文書部分開示決定を行った。これに対し、請求人は本件各処分を不服とし、本件各処分の取消し及び非開示部分の開示を求めている。

そこで、審査会において当事者の全ての主張内容を吟味し、本件請求に係る公文書の記載を確認した結果を踏まえ、以下、本件各処分の妥当性について検討する。

なお、請求人は、本件処分2において本件勤務日誌に記載された職員の氏名を非開示とした部分の取消しは求めていないことから、本件処分2における同号の該当性については当審査会で判断しないこととする。

2 本件請求に係る公文書の特定について

本件受理票は、群馬県警察通信指令に関する訓令第25条第2項の規定に基づき、〇〇警察署の職員によって作成されたものであり、審査会において本件受理票の記載を確認したところ、令和3年12月6日に〇〇町長から〇〇町交番に対してなされた通報内容が記載されていることが認められた。

また、本件勤務日誌は、群馬県地域警察の運営に関する訓令第26条の規定に基づき、〇〇町交番の職員が作成したものであり、審査会において本件勤務日誌の記載を確認したところ、開示された本件勤務日誌に記載の時刻における勤務状況等が記載されていることが認められた。

そして、他に作成した文書は存在しないとのことであり、当該実施機関の主張に不自然な点はない。

このため、本件請求の内容から、実施機関が本件請求に係る公文書を本件受理票及び本件勤務日誌と特定したことは妥当である。

3 条例の定めについて

(1) 条例第14条第4号について

条例第14条第4号は、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために国及び地方公共団体に課せられた重要な責務であり、情報公開制度においてもこれらの利益は十分に保護する必要があるため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある情報を非開示とする旨を定めている。

なお、「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することを、「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることを、「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

また「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される、若しくは適正に行われなくなる、又はその可能性がある場合をいう。

(2) 条例第14条第6号について

条例第14条第6号は、県の機関が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであることから、同種のもので反復されるような性質のある個別の事務又は事業に関する情報で、これらを開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、事務又は事業がその根拠となる規定又はその趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

4 非開示情報該当性について

本件処分1においては本件受理票の一部の情報が条例第14条第6号に、本件処分2においては本件勤務日誌の一部の情報が同条第4号に該当するとして非開示とされていることから、各公文書における同条各号の該当性について検討する。

(1) 本件受理票における条例第14条第6号の該当性について

審査会で本件受理票の記載を確認したところ、本件受理票の事案内容欄に

において実施機関が非開示とした部分には、実施機関の説明するように、令和3年12月6日11時50分に通報者が〇〇町交番に通報した内容が具体的に記載されていることが認められた。

警察への通報は、当該通報内容が外部に公にされないとの信頼関係に基づき通報者からなされるものであり、通報内容が公にされた場合、今後犯罪に関する情報等を持っている者が自分自身や自身の身近な者に何らかの危害が及ぶ可能性があるとして警察への通報を躊躇する可能性が大いに考えられ、その結果通報者その他関係者からの犯罪行為等の正確な事実の把握が困難となる等通信指令業務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、条例第14条第6号に該当するとして、本件受理票の事案内容欄に記載されている内容を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関は、本件受理票の処理結果欄の時刻に関する記載について、実際には「13:40」と記載したものであるが、記載をした際の筆記用具の具合により記載が薄くなったことから既に請求人に開示した文書では「3:40」と読み取れる旨を主張している。この点について、審査会においても本件受理票の記載を確認した結果、時刻の「3」の左上部分に何かしらの文字を記載したような痕跡があり、また本件勤務日誌においても令和3年12月6日の12時から14時の間は現場臨場した旨の記載があり、両公文書の記載内容に整合性があることが認められることから、実施機関の主張に不自然な点は見受けられない。

(2) 本件勤務日誌における条例第14条第4号の該当性について

ア 勤務時間の予定欄

審査会で本件勤務日誌の記載を確認したところ、予定欄には、交番勤務員の勤務予定が記載されており、既に開示されている時間の記載と合わせることで、当該勤務員の当日の勤務予定を具体的に把握することができる。

実施機関の説明によると、交番勤務員の勤務予定は各交番の治安状況によって異なるが、今後においても同様の勤務予定となる可能性があるとのことである。

このため、当該情報を開示すると、交番勤務員の勤務状況が明らかになり、違法行為を企図する者により容易に今後の〇〇町交番の警察活動における体制等が推測され、市民や警察に対する違法行為の敢行に資するなど、結果として犯罪の予防、鎮圧及び捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第14条第4号に該当するとして、本件勤務日誌の勤務時間の予定欄を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 勤務時間の実施欄

審査会で本件勤務日誌の記載を確認したところ、勤務時間の実施欄には、実際に交番勤務員が勤務日に行った勤務内容が記載されており、本件勤務日誌においては、勤務日当日に突発的に発生した事案の記載を除いて予定欄に記載の勤務内容とおおむね同様の記載が確認できた。

交番勤務員の勤務予定と同様の勤務内容に係る情報については上記アにおいて前述したとおりであることから、予定されていない突発的な事案以外の情報を条例第14条第4号に該当するとして、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 取扱事項欄及び記事欄

審査会で本件勤務日誌の記載を確認したところ、取扱事項欄及び記事欄の非開示部分には、勤務時間の予定欄及び実施欄に記載された交番勤務員の勤務内容以外の交番勤務員の犯罪予防や検挙のための活動内容とその活動時間が記載されていることが確認できた。

これらの情報を開示した場合、交番勤務員の犯罪予防や検挙のための活動内容と当該活動に要する時間等が個別具体的に明らかになり、違法行為を企図する者等がこれらの情報を分析等することにより、今後の〇〇町交番の所管区の警察活動における体制や各種事案に対応する措置等が推測され、違法行為の敢行に資するなど、犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件勤務日誌の取扱事項欄及び記事欄に記載された情報のうち犯罪予防や検挙のための活動に関する情報を条例第14条第4号に該当するとして、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 4年 7月 11日	諮問
令和 5年 4月 25日 (第95回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 5年 6月 12日 (第96回 第二部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 5年 7月 28日 (第97回 第二部会)	審議

令和 5年12月 6日	答申
-------------	----

別表

(あ) 特定した公文書	(い) 開示しない部分	(う) 開示しない理由
緊急通報受理票	事案内容欄	<p>【条例第14条第6号該当】</p> <p>公にすることにより、通報の忌避を招くなど、緊急通報業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
勤務日誌	氏名欄の警部補(同相当職を含む。)以下の職にある職員の氏名	<p>【条例第14条第2号該当】</p> <p>公にすることにより、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めて実施機関が定める職にある職員の氏名であるため。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間の予定欄及び実施欄(現場臨場を除く。) ・取扱事項欄の記載事項の一部 ・記事欄の記載事項の一部 	<p>【条例第14条第4号該当】</p> <p>公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧及び捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>